第１回　みどり保育園民営化に関する評価・検証委員会　会議録

開催日時：平成 24（2012 年）11 月 27 日（火）19：00～20：30
場　　所：市役所 3 階庁議室
出 席 者：大方委員、卜田委員、道籏委員、平林委員
　　事務局（日谷子育て福祉部長、阪本子育て福祉部理事、青木保育課参事）

会議記録
１．開　会
２．市長あいさつ
３．委員委嘱
４．委員自己紹介
５．事務局紹介
６．委員長選出
（委員長選任までの進行について事務局一任の声を受けて）
事務局：委員長の選任について決めさせていただきます。どなたか、委員長の役をお受けいただける方はいらっしゃいますか。
（事務局一任の声）
事務局：それでは、委員長につきましては、保育に関する識見をお持ちの学識経験者の先生の中から、■■先生にお願いします。
（異議なしの声）
事務局：異議がないので、■■先生に委員長の任をお願いします。委員長からご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

７．議事
委員長：設置要項に「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する」とあります。■■先生を指名させていただきますので、よろしくお願いします。
　次に、お手元に、会議の公開について、事務局から説明をお願いします。
事務局：資料の会議の公開指針は、本市の審議会や協議会等の会議を公開し、市民にその審議状況を明らかにすることによって、市政の透明で公正な運営を確保するとともに、開かれた市政の推進に寄与することを目的としています。
　２では公開対象となる会議の種類を規定しており、この規定により、当委員会は公開対象となる会議です。
　３では、会議の公開基準について定めており、公開対象となる会議は、原則として公開することになりますが、審議内容によっては公開することが望ましくない内容を取り扱う会議もあることから、その例示を行っています。

その一つは、上位の法令によって会議が非公開とされている会議。２つ目に情報公開条例の規定により情報開示しないこととする情報を取り扱う場合で、参考に資料３として情報公開条例の第６条の抜粋を載せています。さらに、公開することで公正で円滑な議事進行に支障が出る場合も非公開とできる旨、規定されています。

また４では会議の公開・非公開の決定について規定しており、会議は、その会議の長が、その会議に諮って決定することになっています。

以上のように、本会議の公開・非公開について、あらかじめ決定していただく必要があります。

委員長：資料についてご説明をいただきました。この会議は、みどり保育園の民営化に関しまして、その評価・検証を行う委員会でありますから、法人の財務内容や運営者の情報などに触れることにもなると思いますが、このような情報は、情報公開条例の第６条に該当するのでしょうか。事務局はどのように考えますか。

事務局：法人の財務内容や法人の関係者の情報については条例にの規定されている内容に該当すると考えています。また、公正で円滑な審議を進めていただく上でも、慎重に取り扱っていただく必要があると考えています。

委員長：公開するのか、非公開にするのか、部分的な公開にするのかを、ここで決めていかなければなりませんが。もし公開となった場合は、このあと傍聴に入っていただくことになるのでしょうか。

事務局：傍聴希望者がおられれば、公開が決まった後で入っていただくことになります。

委員長：会議の開催についてはどこかでお知らせされているのでしょうか。

事務局：市のウェブサイトなどで、今回の会議の開催について告知していますので、情報をご覧になって傍聴に来られる可能性はあります。

委員長：みなさまはどうでしょうか。

委　員：公開の場合は、だれでも傍聴に入れるのか。

事務局：その通りです。

委　員：公開しなければならない性質のものなのか、どうなのかまだよく分からない。

委員長：これから検証する基準を決めていかなければならないが、そのようなことを傍聴に入られたなかで決めていかなければならいのか、あらかじめ決めておくべきことなのか迷うところですが、財務内容や個人情報も出てくることが予想されるなかで、全部を公開というのは難しいと思います。

事務局：事務局案でお示ししていますような評価・検証の過程で、詳細な財務内容、運営サイドの個人情報が出てくる可能性が考えられます。部分公開となりますと、傍聴者がそのたびに出入りしていただくことになり、円滑な審議という観点では難しい面はあると思います。

委員長：議事内容は何らかの形で公開されるのか。

事務局：このあとご説明する予定でしたが、本会議の内容については、公開できない部分や委員名については伏せさせていただき、文言を整理したうえで委員長にも見ていただいたのち、市のウェブサイトにおいて公開していきたいと考えております。

委員長：非公開となった場合でも、内容は見ていただけるということですか。
事務局：その通りです。
委　員：法人選定の議事についても委員名を伏せて公開されていましたが、あのような形になるということですね。
事務局：その通りです。
委員長：まったくクローズということではないので、この会議は非公開でよいと思いますが。
委　員：そのほうが突っ込んだ話ができます。
委　員：非公開の方が本音を出して話ができると思います。
委　員：忌憚のない意見が出せるので、非公開で良いと思います。
委員長：それでは、この会議は非公開とさせていただきたいと思います。
（傍聴者確認）
事務局：傍聴をご希望の方はいらっしゃいませんでした。
委員長：会議の記録については、情報公開の請求があったときにお出しするということでしょうか。
事務局：発言者が特定できないように配慮しながら、毎回お出しするということを考えています。
委員長：情報公開請求の有無に関係なくお出しするということでよろしいでしょうか。
事務局：そのように考えています。また、みどり保育園の保護者には、民営化ニュースのなかで会議の概要をお知らせする予定です。
委　員：非公開の理由は先ほど出ていた理由ということで認識しておけばよろしいか。
委員長：法人の財務内容や個人情報に触れる可能性があることと、円滑な議事運営の確保のための２点です。また、議事の公開については、法人の財務や個人情報などを伏せて要旨を公表するということでよろしくお願いします。
　会議の進捗状況については、どのようにお知らせする予定ですか。
事務局：市のウェブサイトに子育て支援のページがあり、そこで保育所民営化に関する情報を一元的に公開しています。そのなかで日程等をお知らせし、議事概要も掲載していきたいと考えています。

委員長：それでは次の議事に進みます。
　民営化について事務局から経過を聞きながら、評価・検証の方法を皆さんで決めていきたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。
事務局：まず、現在進めております、富田林市立保育所の民営化についての考え方から説明いたします。
　全国的な傾向として、少子化、高齢化が進んでおります。本市でも、同様の傾向がみられ就学前児童数が一時期に比べ、相当減少しています。
　また、女性の就労意欲の向上や、経済的な理由による共働き世帯の増大などから、保育サービスへの期待も高まっています。

加えて、核家族化、ひとり親世帯の増加などにより、家庭や地域での子育て力が低下し、子育てに関する不安の高まりとともに、出産や育児情報に関する情報の要望が増大しています。

このような保育サービスの維持向上と効率的な保育行政の運営という2つの課題に対応するため、平成20年8月に、学識経験者や保育機関、関係団体の代表者からなる「富田林市立保育所のあり方検討委員会」を設置し、今後の保育のあり方について検討を重ねました。

委員会ではさまざまなご意見をいただきましたが、最終的には、効果的かつ効率的な運営のためには、公民の役割分担の観点から、社会福祉法人の民間活力を導入し、民営化を進めていく必要があるという提言をいただきました。

また、21年8月からは、昨今の厳しい財政状況と新たな子育て支援策への取り組み、拡充を図るために、この「あり方検討委員会」で交わされましたご意見や最終的なご提言を踏まえ、公立保育所への民間活力の導入に取り組みを始めたところです。

22年4月には、市の子育て福祉部内に市立保育所の民営化を推進するためのプロジェクトチームを立ち上げ、民営化基本方針の策定に取り組みました。同年7月には、基本方針の素案を公開しパブリックコメントを開始し、これと併行して、各公立保育所の保護者を対象に説明会を開催しました。説明会には、のべ300人以上のご参加をいただきました。

パブリックコメントには402通、782件の意見をいただき、寄せられましたご意見も反映しながら、9月に最終的な基本方針を策定しました。

この基本方針にうたっております大きな柱は次の通りです。

まず、大前提として、保育所民営化は、単に財政的な課題解決のために行うのではなく、多様な保育ニーズに応えるための新たな事業展開に向けて、限りある資源を効果的に活用するために、民間活力の導入を図るということにあります。

そのため、7園ありました公立保育所をすべて民営化するのではなく、市域に4つの圏域を設定し、それぞれに保育サービスの基幹となる公立保育所を1園ずつ配置し、その他の3園を民営化することとしています。

10月には、市立みどり保育園を民営化するための運営移管先となる社会福祉法人の公募に取りかかりました。

まず、保育に関する学識経験者や保育園の保護者で構成します移管法人選定委員会を立ち上げ、募集要項の策定に関するご意見をお聞きした後、応募されたました法人について、実地見学も含めて様々な方面から、慎重に審査を行っていただきました。

公募には、3法人が応募され、残念ながら1法人がその後辞退されましたが、選定委員会のご意見を踏まえ、12月、最終的に、社会福祉法人光久福祉会を運営移管先として選定しました。

移管条件については、募集要項のなかでお示ししていましたが、移管先の決定後、市と法人の間で23年2月に基本協定書を締結し、3月には、引き継ぎ計画を含む「合同保育実施確認書」を締結しました。

本日の配布資料に、移管法人募集の際の募集要項、市と法人の間で締結しました基本協定書を入れております。この 2 点は、当然ながら内容が重複しておりますが、これは、民営化に関する最低条件であると認識しております。

移管後に勤務いただく法人職員について、嘱託やアルバイトなど非正規を含む市職員を対象とした採用試験を、23 年 2 月に実施していただきました。この採用内定者については、民営化の引継ぎ担当として、23 年度の市嘱託職員またはアルバイト職員として、「市立みどり保育園」に配属いたしました。

また、法人からは、4 月の新年度が始まると同時に、基本協定書や確認書にもとづき、園長予定者と主任予定者の計 2 名を派遣していただきました。

このような体制で、民営化に向けて 23 年度の合同保育を開始いたしました。

さて、市立みどり保育園は、昭和 40 年代以降、いく度も用地拡張と増築を積み重ねてきましたが、大半の施設は整備後かなり時間を経過しており、耐震性にも不安がありました。この問題を解決するためにも、今回の民営化にあたりまして、施設は法人において近隣地で新たに整備していただくことが、移管の条件でありました。

お手元の資料で「みどり保育園」の位置や施設概要をお配りしておりますので、参考にご覧ください。

新たな施設の整備については、23 年 4 月から協議を開始し、5 月に予定地の地質調査、6 月から用地造成と事前の文化財調査に取りかかり、9 月下旬に本体工事を開始しました。

この新しい保育園の用地は、市で確保して無償で貸与しております。

工事については、タイトな日程のなかで、地元の協力も得ながら進めていただき、本年 3 月 17 日に工事を完了し、19 日に設置認可のための現地確認、補助事業竣工検査を行い、30 日に新たな保育園の設置認可をいただきました。

この整備と併行するような形で、民営化に関して保護者、法人、市で協議を行う機関である三者協議会を 23 年 4 月に設置し、それ以降現在も毎月 1 回の開催を続けております。

委員には、保護者会から 6 人、法人代表として理事と園長の 2 人、市代表として、子育て福祉部長とみどり保育園長、現在は保育課付課長の 2 人に就任いただいております。

この協議会は、民営化に関わる様々な課題につきまして協議する場として設定いたしました。開園するまでの間に、園の名称、クラス名、施設内容、また主要な園行事も、公立保育園から基本的にはそのまま引き継ぐことや、持ち物の数、帽子や体操服、連絡ノートのあり方などを協議してきました。

今年度も、保護者から園に対して寄せられたご意見についての対応や、施設・行事内容などについてのご要望に関する協議を定期的に続けております。

最後に、あり方検討委員会からの提言や民営化基本方針に盛り込まれました、地域の子育て支援につきまして簡単に触れておきたいと思います。

公立の「みどり保育園」には、20 人の保育士が在籍していました。本年 4 月から、このうち 7 人は運営移管したみどり保育園での後方支援を担っています。そのほか 13 名は

他の公立保育所に配置転換しましたが、そのうち8人は、4つの圏域の中核となる公立保育所に2名ずつ配置し、地域での子育て支援担当に位置付けました。

民営化前の市立みどり保育園では、地域の在宅子育て家庭を対象にして、戸別訪問や地域開放事業を実施していました。

今回の民営化にあたり、この子育て支援事業を廃止するのではなく、市全体に広げることとしました。具体的には、支援担当保育士により0歳から2歳のこどもがいる家庭の各戸訪問を行い、保育園のみならず幼稚園、つどいの広場をはじめ、子育てを支援する事業を展開している施設、組織の情報提供や、また、相談を受けることで育児の悩みや不安の解消を図っています。

また、この9月からは、対象をマイナス1歳、すなわち妊産婦家庭まで対象を広げました。

この事業展開とともに、子育てに関連する機関・組織によるネットワークを構築し、連携しながら、すべての子育て家庭への支援を充実し、市として子育て環境を高めていくことを目指しています。

以上で、簡単ですが、みどり保育園の民営化の経過の説明とさせていただきます。

委　員：広報にも載っていたが、子育て支援事業については非常に先進的だと思う。民営化によってその人材を生み出したことは、効果として評価できるのではないでしょうか。

委員長：みどり保育園が大規模な保育所だったことで、子育て支援に広く人材を配置できたといえる。全戸訪問はやりたくてもなかなかできない事業であり、水際での支援策としては全国的にも珍しい取り組みだと思います。

委　員：マイ保育園とは違う事業でしょうか。

事務局：山形や北陸などで、マイ保育園という名称の事業は事例があります。本市の場合は、妊婦訪問を9月に事業化したときに、マイ保育園という名前で始めました。また、事前に連絡をいただいてから訪問するという事業形態はありますが、本市は該当者リストをもとにした飛び込み訪問の形を取っています。これらが一番の特色と考えています。

これまで2～3回の訪問を行っています。全てのお宅でお会いできているわけではありませんが、ブロックによる差はあるものの、おおよそ4割程度は接触できている様です。

委員長：子育て支援については、直接、民営化の中身に関わるものではありませんが、検証項目の一つとして評価していきたいと思います。

事務局：一点付け加えますと、先ほど4園で8人という説明をしましたが、民営化しましたみどり保育園にも担当保育士を配置してもらい、子育て支援事業を展開してもらっています。

市からは事業委託という形で、以前のみどり保育園で訪問していたエリアの一部を含んで、家庭訪問事業についても引き継いでいただいています。

委　員：マイ保育園は聞いたことがありますが、妊婦訪問まで行うのは新しい試みだと思います。名簿を見て尋ねていったときに、なぜうちに来られたのかという質問はないのでしょうか。

事務局：事業は9月にスタートしましたが、それ以降に妊娠届を出された人には窓口で説明しています。窓口ではチラシとともにカードをお渡ししていますが、このカードをお持ちいただければ保育園の保護者や園庭開放と同様に保育園に入っていただくことができ、子ども

の発達の状況、ミルクや離乳食の与え方を見学したり、相談していただいたりできるようにしています。

これには、公立6園と、1園が今年度実施に間に合いませんでしたが民間7園の13園で対応いただいています。

委　員：富田林の特徴ですね。

事務局：そのように自負しています。

委　員：画期的な取り組みだと思います。民営化の手続きもお聞きしましたが、引継ぎの方法、人員の配置など非常に丁寧な引継ぎで移管をされていると思います。そのあたりも含めて検証していく必要を感じている。

委員長：移管条件の資料に運営要領が添付されていますが、非常に細かいところまで規定されています。三者協議会は現在も続けてられているのでしょうか。

事務局：現在も月1回のペースで続けています。

委員長：移管後も続けられているのは、ありそうでなかなかできない。

事務局：あらかじめ毎月の日程を設定させていただいていることで、皆さんに認識していただいていると思います。

委　員：それが民営化ニュースになっているということですか。

事務局：協議内容をニュースで保護者にお知らせしています。

委　員：市のサイトを拝見すると、46号まで出ている。

事務局：みどり保育園の保護者に、協議会の開催前と後に1回、民営化ニュースというものを配布させていただいています。園の保護者に配布するとともに、市のウェブサイトにも掲載し、どなたでも見られるようにしています。

委員長：直接的な中身の部分はこれから評価しなければなりませんが、そのような丁寧な対応は報告書のどこかに触れておきたいと思います。

委　員：移管後に後方支援の保育士を残していない事例もあります。

事務局：引継ぎが半年くらいであったり、後方支援を段階的に引き上げていたりという事例があることは聞いています。

委員長：それでは3つ目の議題、評価検証の方法と日程について協議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは事務局案を説明いたします。

当委員会は、さまざまな方面、視点から、みどり保育園の民営化に関しまして評価・検証をお願いしたいと考えております。

本年4月の移管後、これまで半年強ほど経過いたしましたが、事務局では月曜から金曜までほぼ毎日、施設に顔を出すよう心がけております。

合同保育のころから訪問していますので、これを通算すると1年半ほどになります。

園の状況を拝見している中では、第三者評価の定期実施などまだ実施しない項目を除きますと、募集要項や基本協定に盛り込みました移管の条件については、既に実施または充

足されていると認識しておりますが、後日、委員の皆さまに資料をお示しして、ご確認いただきたいと考えております。

民営化に関しては、まず保護者など関係者のご意見やお考えの把握が必要ではないかと考えます。これを第2回に協議いただきたいと考えています。

保護者対象のアンケート調査を実施しご理解や満足の度合いを把握したいと考えており、至急、取り組んでまいりたいと思います。事務局の案ですが、12月中に実施したいと考えています。

また、保育所運営者のお考えもお聞きできればと考えています。実地で行う必要がありますので、日程を調整頂かなければなりませんが、具体的には、民営化する前の元みどり保育園の園長と、民営化しました後の移管法人の園長からヒアリングも実施できればと考えております。

三点目に、法人の財務内容について、評価が必要と考えております。あわせて、移管前からの市から法人に対する支援につきましても、評価・検証が必要であると考えております。

基本的に法人も年度毎の決算となりますことから、24年度の財務内容につきましての検証は、一定の決算見込が立てられる時期になるのかと思いますが、法人会計にも見識をお持ちの委員を中心に、進めていただきければと考えております。

以上につきまして、月1回程度のペースでご議論いただければと考えております。

最終的には、委員会としての評価・検証結果を取りまとめ、市長にあてて報告いただくことをお願いいたします。

事務局で委員会の終期は定めておりませんが、運営移管から時間が経ちますと民営化前後の状況比較が難しくなりますので、できるだけ早期に検証結果をまとめていただければと願っております。

ただし、先ほど説明いたしましたように、市から後方支援という形で職員7名を1年間配置しております関係から、7人を引き上げた25年度の状況も見た上で、ということになろうかと考えております。

お手元にお配りした日程案につきましては、24年度に5回、25年度に3回の予定としておりますが、具体的な開催回数、日程につきましては、委員の皆さまでご協議いただきたいと思います。

なお、勝手を申し上げますが、会場の確保もございますので、できるだけ先の日程まで決定していただければ、事務局として助かりますので、よろしくお願いいたします。

委員長：今説明いただいた以外で検証しなければならないことがあれば、ご発言ください。

先ほどの説明では、募集要項や運営要領に沿って民営化を進めているとのことで、毎日顔を出していただいているなかでは、まあ大丈夫だろうということで、資料をいただくということでしょうか。

事務局：募集要項や協定書をもとにして一覧表におこして、委員会でお出しできるよう、現在とりまとめているところです。

委員長：それをこの委員会で確認するというのが、評価・検証の一つの大きな課題かと思います。

これがひとつめ。二つ目には、保護者アンケート。保護者の方々が民営化の後どう感じたかということで、先ほどの話では次回に中身で議論して12月中に実施するということであると、今日が11月27日なので、早い段階で案を出していただき、ここで確認したいと思います。

事務局：次回の開催までに、事前に原案をお渡しし、改めて委員会で叩いていただくように考えています。

委員長：12月、年内に回収するのであれば、遅くとも2・3週目に委員会を開催する必要があります。

事務局：遅くとも年内に配布、年明けすぐに回収ということでどうでしょうか。

委　員：年をはさむと大掃除で用紙がどこかにいってしまい、回収が難しくなります。

委員長：年内に回収し、事務局には悪いですが年末年始に集計をお願いしたいと思います。1月の委員会までに集計結果を配布していただきたいと思います。

事務局：そのようにします。

委員長：三点目に財務内容についてですが。

委　員：民間への補助要綱なども見せていただく必要があります。また、人員配置などの資料も用意して頂きたいと思います。

委員長：この場で見ていただくのが難しければ、個々に見ていただいてから委員会を開催することもあるかと思いますが。

委　員：どのような点を見ていけばよいのでしょうか。

事務局：24年度決算見込ということになると思います。

委員長：いつごろ出てくるのでしょうか。

事務局：決算は3月末締めということになりますが、法人には2月までには見込みを出していただくようにお願いしたいと思っています。また、整備時のものは23年度なのですでに決算がまとまっているので、すぐにでも出してもらえると思います。

委員長：タイミングがあると思いますが、2月ごろには会議で検討できるでしょうか。

委　員：会計士などに頼んでいるのであれば、割と早く出してもらえると思います。

委員長：早い段階で法人に依頼をしておいてください。

事務局：すぐにお願いしておきます。

委　員：毎日、園に行っておられるのは、時間を決めているのですか。

事務局：朝に行くことが多いですが、特に時間は決めていません。

委員長：そのような事例は初めて聞きました。

事務局：プロジェクトチームとして2人専任になっていますので、これも仕事の一部と考えて行っています。

委　員：後方支援の人件費だけでもすごい経費がかかっていますね。

事務局：民営化基本方針に新たな保育ニーズに対応するということを書いているように、財政状況は厳しいながらも、ただ財政的な点で民営化するのではないという理解があって進めている事業です。

委員長：保育所の職員にも、いい意味での緊張感が生まれるのではないかと思います。

事務局：後方支援の職員も事務所に詰めていることが多いので、法人はつねに緊張感を持っておられると思います。

委　員：そのあたりも、評価・検証のどこかに触れておかなければなりません。

委　員：これからの民営化のモデルケースになると思います。

委員長：それでは、1点目の募集要項や協定書をもとにして一覧を作成していただくこと、2点目のアンケートについては、事務局の案を事前に配っていただき、次回の委員会で検討したうえで12月中に実施、集計して1月の委員会で分析できるようにしていただくこと、3点目の財務内容については、早急に法人に依頼いただき、事前に委員に見ていただけるようにすること、という流れでお願いします。

これ以外に、ヒアリングをいつの段階で行うかですが、アンケートで出た結果を見てから、ヒアリングで何を聞くかという視点が決まるのではないかと考えます。

ところで、ヒアリングは全員で行く必要があるでしょうか。

事務局：全員、もしくは、できるだけ多くの委員に参加していただくべきと思います。スケジュールの調整が難しいとは思いますが、少数でというのは避けていただきたいと考えています。

委員長：勝手な委員長の意見としては、財務内容、アンケート、現地ヒアリングを委員で役割分担して、それぞれ中心になっていただきたいと考えていますがいかがでしょう。

委　員：私も行きたいと思います。

委員長：よろしくお願いします。その他、評価・検証すべき項目はありますでしょうか。

委　員：評価は項目を数値化する必要はあるのでしょうか

委員長：第三者評価では数値化する部分がありますが。

事務局：数値化する内容とは考えていません。すべて文章で表現していただききたいと考えています。

委員長：25年度にまたがるということですが、いつごろまでと考えていますか。

事務局：特に期限は定めていませんが、後のスケジュールを考えると、6月頃には市長に報告できるタイミングでまとめていただけるスケジュールが組めればと思います。

委　員：任期はありますか。

事務局：要綱で任期は定めていません。

もし、次期民営化へのステップを進めるのであれば、6月を過ぎれば、1年後ろにずれるということになると考えられます。

委員長：それでは、工程についてはそのように予定します。スケジュールについて事務局原案などありますか。

事務局：委員のスケジュールを聞いてから決定ということになるでしょうが、今回の委員会開催にあたって調整しましたところ、比較的、火曜日のご都合がつきやすそうでしたので、今後も火曜日に開催いただければと思います。

お手元に事務局案をお渡ししていますが、いずれも火曜日ですが12月は4日または18日でいかがでしょうか。

委　員：18 日を希望します。

事務局：それでは、18 日でお願いできますでしょうか。それまでにアンケート素案をお渡しします。

委員長：そのようにします。

事務局：1 月以降は大学の行事は多いのでしょうか。

委　員：後半から増えます。

委員長：1 月 8 日でどうでしょうか。

事務局：お願いします。2 月はどうでしょうか。

委　員：いつごろ財務諸表が出てくるかにもよりますが。

委員長：それでは 2 月の火曜日は空けておくということで、法人とも調整をお願いします。

事務局：それでは調整をしておきます。26 日は決定しておいていただいてもよろしいでしょうか。

委員長：そのようにします。

事務局：4 月以降は大学の行事予定もまだ決まっていないと聞いていますので、後日調整頂きますようお願いします。

委員長：他になにかありますか。

委員長：ご意見がないようですので、これで本日の会議は終了といたします。事務局から何かございますか。

事務局：事務局からのお願いが 2 点ございます。

冒頭でもご説明いたしましたが、この会議で知りえた個人情報や、社会福祉法人に関する情報の取り扱いにつきましては、十分ご配慮いただきますようお願いします。

また、秘密の保持につきましては、委員会の解散後も、守っていただく必要がありますので、よろしくお願いいたします。

本日審議いただきました会議の議事要旨につきましては、委員長に一度ご確認いただき文言修正したのち皆様に配布させていただきます。また、市のウェブサイト等において公開し、みどり保育園の保護者にも民営化ニュースという形でお知らせしたいと考えています。ご了承いただきますようお願いいたします。

７．閉会